

愛知県指定文化財の指定について

このことについて、愛知県指定天然記念物の指定をしたいので、別紙案を添えて請議します。

平成28年8月24日提出

教育長 平松直巳

説明

この案を提出するのは、愛知県文化財保護審議会の答申（平成28年7月29日）を受け、愛知県文化財保護条例に基づき、愛知県指定天然記念物としての指定をするため必要があるからである。

(案)

愛知県指定文化財の指定

(新規指定) 記念物 天然記念物 1件

種別	名称	員数	所在地	所有者
天然 記念物	<small>だいぜんいん</small> 大善院のイブキ	<small>じゅ</small> 1樹	常滑市奥条五丁目 20 番地	宗教法人大善院

平成28年7月29日

愛知県教育委員会 殿

愛知県文化財保護審議会
会長 足立



愛知県指定文化財の指定について（答申）

平成28年1月15日付けで諮問のありました下記の文化財について、愛知県文化財保護審議会において審議の結果、県指定を可とする旨、答申します。
なお、指定理由については別紙のとおりです。

記

- 1 記念物 天然記念物 大善院のイブキ

指定理由書

種 別 天然記念物（植物）
名称(員数) ^{だいぜんいん}大善院のイブキ 1 樹
所在地 常滑市奥条5丁目20番地
所有者 宗教法人大善院
指定理由

本樹は、常滑市奥条5丁目の大善院地内に自生するイブキの巨木で、現在は大善院の所有となっている。

ヒノキ科のイブキは、本州・四国・九州に分布する常緑高木である。推定樹齢は約500～600年であり、樹高15m、幹周4m、根回りは5mに達する巨樹である。この樹は雌株であり4月から5月にかけて薄緑色の雌花を咲かせる。元々、海岸の岩場などに生育する木である。そのことから、海岸付近の神社や寺等に植えられることが多い。本樹も、海辺の地域であることから植えられた物と推定される。しかしイブキは、梨に発生する赤星病の病原菌の宿主となることから、庭木として植えられた物が現存することは珍しい。

真言宗の大善院は、室町時代の1469年に再建された寺院である。本樹は、地元で古くから地域のシンボルとなっている。また、イブキを囲んで、地域の祭りが開かれたり、地域の保育園や小学校がイブキの見学に訪れる。見学の際に児童生徒たちは、イブキをスケッチをしたり、地域のことを学んでいる。また、年間数万人訪れる巡拝者にとって、大イブキの下では夏の日差しを和らげ、多くの人々の憩いの場になっている。

平成26年の降雪で東側大枝が数本折れ、枝おろし作業が行われた。このように巨樹の物は、自然災害を受ける可能性もあり、そのための保存管理計画が必要である。本樹においては、現在作成中である。

このように、本樹は、地元で大切に保存され、その歴史を重ねてきた樹木であるため、天然記念物として指定し、今後も適切な保存が図られることが望ましい。





愛知県指定文化財件数

種 別		現在数	今回指定	計	
有形文化財	建 造 物	4 5		4 5	
	美術 工芸品	繪 画	9 7		9 7
		彫 刻	1 0 7		1 0 7
		工 芸 品	1 0 7		1 0 7
		書跡・典籍	4 0		4 0
		考古資料	2 8		2 8
		歴史資料	5		5
無 形 文 化 財		2		2	
民俗文化財	有形民俗文化財	2 5		2 5	
	無形民俗文化財	4 4		4 4	
記念物	史 跡	4 3		4 3	
	名 勝	5		5	
	天然記念物	6 1	1	6 2	
伝統的建造物群					
合 計		6 0 9	1	6 1 0	